

令和6年度 松江市社会福祉法人・施設等指導監査の実施結果の概要

1. 社会福祉法人及び救護施設に対する指導監査の実施状況

(1) 実施期間

令和6年8月から令和6年12月まで

(2) 一般監査

実地監査

区 分	指導監査対象法人・施設数	実地監査 (立入調査)	文書指摘 法人・施設数	文書指摘 件 数
社会福祉法人	52	19	15	38
一般法人	51	18	14	36
社会福祉協議会	1	1	1	2
救護施設	2	1	1	1
合 計	54	20	16	39

※指導監査対象法人・施設数は、令和7年3月31日現在

(3) 特別監査

該当なし

(4) 指導監査の実施体制

健康福祉部健康福祉総務課職員が実施

(5) 指導監査における留意事項(実施方針)

令和6年度の指導監査の実施に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ①関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保
- ②法人本部経費及び施設事業費の適正な執行管理

(6) 指導監査結果の概要

①一般監査

ア 社会福祉法人

特に法人運営に大きな影響を及ぼすような不適切な事項は認められなかったが、手続きの遅延が見受けられる法人に対しては、重ねて指導を行い改善の徹底を図った。なお、指導監査に当たっては、社会福祉法の改正に対応した法人運営の確認のほか、適正な会計処理について重点的に指導を行った。

各法人の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。

(7) 令和6年度の主な指摘事項

①社会福祉法人

- ア 会議への欠席が継続し、名目的・慣例的に選任されていると考えられる評議員及び役員がいる。
(社会福祉法人審査基準第3-1(3))
- イ 評議員会の招集が適正に行われていない(評議員会において招集通知に記載のない議題について決議している、理事会の決議前に評議員会の招集通知を发出している、など)。
(社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条)
- ウ 計算関係書類等に関して、理事会、評議員会の承認を受けていない書類がある。
(社会福祉法第45条の27第2項、第45条の28第3項、第45条の30、社会福祉法施行規則第2条の40)
- エ 監事の選任に関して、在任する監事の過半数の同意を得たことを証する書類または記録が残されていない。

(社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項)

オ 定時評議員会で新役員が選任され、同日に理事会を開催した際、招集通知の省略手続きが適正にされていない。

(社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条第2項)

カ 理事会の決議を要する事項について決議が行われていない(利益相反取引の承認、理事長専決可能金額を超える契約の締結など)。

(社会福祉法第45条の13第2項・第4項)

キ 理事長及び業務執行理事が、理事会において職務執行状況報告を行っていない。

(社会福祉法第45条の16第3項、定款)

ク 役員報酬について、支給基準にない賞与等が支払われている。

(社会福祉法第45条の35、社会福祉法施行規則第2条の42)

ケ 国及び地方公共団体以外の者からの借地について、地上権又は賃借権の設定および登記がされていない。(「社会福祉法人の認可について」第2-1(1))

コ 経理規程について法令、通知、定款等と合致しない条文がある。

(社会福祉法、社会福祉法人会計基準、運用上の取扱通知、留意事項通知)

サ 計算書類の注記について、記載誤りや記載漏れがある。

(会計基準第29条)

シ 計算書類の附属明細書について、作成すべき附属明細書が未作成、様式に従っていない、記載誤りや記載漏れ等がある。

(会計基準第30条、運用上の取扱通知26)

②救護施設

ア 現金、通帳及び通帳の印鑑が保管されているそれぞれの金庫の鍵が、各保管管理者の下で別々に管理されていない。(「施設等における利用者預り金の取扱いについて」平成19年6月20日地福第443号島根県健康福祉部長通知別紙10(3)、「社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営の確保について」令和3年6月21日地福第229号島根県健康福祉部長通知6)

2. 児童福祉施設等に対する指導監査の実施状況

(1) 実施期間

令和6年7月から令和7年2月まで

(2) 一般監査

実地監査

区 分		指導監査対象 施設数	実地監査 (立入調査)	文書指摘施 設数	文書指摘 件 数
児 童 福 祉 施 設 等	認可保育所(公設公営)	4	4	3	3
	〃 (公設民営)	5	5	3	3
	〃 (私立)	47	47	23	30
	保育所型認定こども園	7	7	1	1
	幼保連携型認定こども園 (公立)	7	7	1	1
	〃 (私立)	11	11	3	3
	小規模保育事業	5	5	2	4
	認可外保育施設(企業主導型以外)	12	12	7	8
	〃 (企業主導型)	5	5	2	2
	児童館	2	2	1	2
	幼稚園型認定こども園・私立幼稚園	1	1	1	1
	公立幼稚園	0	0	0	0
	国立大学法人立幼稚園	0	0	0	0
	一時預かり事業	52	52	0	0
	病児保育事業	3	3	0	0
	母子生活支援施設	1	1	0	0
合 計	162	162	47	58	

※指導監査対象施設数は、令和7年3月31日現在

※上記の表には、随時の一般監査における指摘4件(3施設)を含む。

(3) 集団指導等

特定教育・保育施設等について、対象施設に対し実施。

(4) 特別監査

該当なし

(5) 指導監査の実施体制

こども子育て部こども政策課職員が実施。

母子生活支援施設はこども政策課職員とこども家庭支援課職員で実施。

(6) 指導監査における留意事項(実施方針)

令和6年度の指導監査の実施に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ① 関係法令、通知及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な施設運営及び円滑な保育事業等の経営の確保
- ② 入所児童の人権擁護、防災・防犯等対策の徹底による安全及び適切な処遇の確保
- ③ 職員の確保・定着促進及び資質向上につながる就業環境の確保
- ④ 特定教育・保育施設等における施設型給付費等の支給の適正化
- ⑤ 特定子ども・子育て支援施設等における施設等利用費の支給の適正化

(7) 指導監査結果の概要

①一般監査

ア 児童福祉施設等(保育所・保育所型認定こども園・幼保連携型認定こども園・幼稚園型認定こども園・小規模保育事業・児童館)

国が策定した「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」に示されている虐待等と疑われる事案(不適切な保育)に該当する事案が3施設で確認された。なお、指導監査に当たっては、設備運営基準や運営費の経理等の確認のほか、令和4年度に市内保育施設の職員による「わいせつ事件」と令和5年5月12日国発出「昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について」の通知文を受け、虐待等について職員への周知と理解を促すことを目的として「令和6年度保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等について」の独自調査書を用いて確認した。

各施設の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画の提出を求め、事後指導により改善の徹底を図った。

イ 母子生活支援施設

特に施設運営及び母子の処遇に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。

②集団指導等

特定教育・保育施設等に関する制度の理解を深め、給付の適正化を図ることを目的として、また、実地監査における重点確認項目として「重大事故防止のため、全職員が共通理解の下で安全対策を実施されているか」「国等の通知を基に保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応が実施されているか」という視点で確認することを伝えるため集団指導を実施した。

(8) 令和6年度の主な指摘事項

①児童福祉施設等(保育所・保育所型認定こども園・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業・認可外保育施設・児童館)

ア 保育をする中で、こどもに対して強い口調や言い方で指導を行う、強く叱る、大きな声で叱る、寝ないこどもの布団を保育室外に持って出る、手を強く引っ張る行為があったことが確認された。国の「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」に示されている虐待等と疑われる事案(不適切な保育)に該当する。

(松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第9条第1項、第12条、松江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第25条、「昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について」令和5年5月12日こ成保44-5文科初第420号、保育所保育指針1-1-(5)ア)

イ 園児が園でけがをして病院を受診した案件等(誤食・異物混入を含む)について、市に事故報告が行われていないものがある。

(「安全対策の徹底及び事故の報告等について(通知)」令和4年4月11日子政第28号)

ウ 時間帯によって必要な保育士等の配置が不十分な職員体制の日がある。

(松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項等)

エ 安全計画の保護者への周知がなされていない。

(松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の2第3項)

オ 食を伴う保育(クッキング)を行った際に検食がされていない。あるいは、検食の記録が残されていない。

(「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」平成20年3月7日雇児総発第0307001号、「保育所における食を通じた子どもの健全育成(いわゆる「食育」)に関する取組の推進について」平成16年3月29日雇児保発第0329001号)

カ 避難訓練及び消火訓練が月1回実施されていない。

(松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条第2項等)

キ 未支払資金残高が委託費収入の30%以上の保有になっている。

(「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」平成27年9月3日府子本第254号内閣府子ども・子育て本部統括官等連名通知)

ク 監査時に保育士証の確認ができない職員や、氏名が変更になった場合の保育士証の書換えや交付申請等職員の保育士登録が確認できる書類が適正に管理されていない。

(労働基準法第107条、児童福祉法第18条の18)

- ケ 労働条件通知書に就業の場所及び従事すべき業務についての変更の範囲の記載がない。
(労働基準法第 15 条、労働基準法施行規則第 5 条)
- コ 給食時に職員の位置からは背中向きで食べている児童がいる (口元が見えない)。
(保育所保育指針 3-3-(2)、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」平成 28 年 3 月 31 日雇児保発 0331 第 3 号)

②母子生活支援施設

- ア 自立支援計画に児童の意向について聞き取りをしていることは確認したが、記載がなかった。
〔松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 30 条、「児童養護施設等における入所者の自立支援計画について」平成 18 年 8 月 10 日雇児福発第 0810001 号〕

3. 介護保険事業者に対する指導及び監査の実施状況

(1) 実施期間

令和6年7月から令和7年3月まで

(2) 指導

①運営指導

区分	所管施設・事業所数 (※1)	運営指導及び監査	文書指摘施設・事業所数	文書指摘件数 (※2)
介護保険施設	10	2	2	6
介護老人保健施設	7	1	1	5
介護医療院	3	1	1	1
居宅サービス事業所	256	33	29	70
訪問介護	77	10	9	26
訪問入浴介護	2	0	0	0
訪問看護	35	3	3	6
訪問リハビリテーション	9	0	0	0
通所介護	43	7	7	12
通所リハビリテーション	15	1	1	4
福祉用具貸与	18	1	1	2
福祉用具販売	17	1	1	2
短期入所者生活介護	20	5	4	10
短期入所者療養介護	10	2	2	7
特定施設入居者生活介護	10	3	1	1
地域密着型事業所	120	23	22	75
地域密着型通所介護	45	14	14	49
認知症対応型通所介護	10	1	1	3
認知症対応型共同生活介護	38	4	4	19
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	6	3	2	3
小規模多機能型居宅介護	19	1	1	1
夜間対応型訪問介護	2	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
老人福祉施設等	94	33	23	62
介護老人福祉施設	18	8	8	17
養護老人ホーム	2	1	0	0
軽費老人ホーム	6	1	1	5
有料老人ホーム	35	7	4	11
サービス付き高齢者向け住宅	33	16	10	29
居宅介護支援	62	4	4	5
介護予防支援	8	0	0	0
合計	550	95	80	218

(※1) 指導監査対象施設・事業所数は、令和6年4月1日現在とし、介護予防は含めず、みなし指定の一部（指導監査対象としたもの）を含む、休止中を含む。

(※2) 文書指摘件数には、報酬指導13件（過誤調整による返還指導なし）及び業務管理体制一般検査による指摘2件を含む。

②集団指導

複合形式（集合及びオンライン形式）で1回、オンライン形式（市ホームページに資料を掲載）で1回実施。

(3) 監査（特別監査）

実施なし

(4) 指導及び監査の実施体制

健康福祉部介護保険課職員が実施

(5) 指導及び監査における留意事項(実施方針)

令和6年度の指導及び監査の実施に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ①介護保険施設及び事業者の育成支援を基本とした介護給付・予防給付等対象サービスの質の確保と向上
- ②保険給付の適正化
- ③利用者の自立支援並びに尊厳の保持を念頭においた利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

(6) 指導及び監査結果の概要

①運営指導

ア 介護保険施設（老健・介護医療院）

不十分な制度理解や誤解による誤った運営事案があり、運営指導を行った。このほか、人員及び設備運営基準について確認を行った。

なお、運営指導に当たっては、各施設での身体拘束適正化及び高齢者虐待防止に対する取組み及び設備運営基準等について重点的に確認を行った。

各施設の改善を要する事項については、1ヵ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。

イ 老人福祉施設等（特養・養護・軽費・有料・サ高住）

不十分な制度理解や誤解による誤った運営事案があり、運営指導を行った。このほか、人員及び設備運営基準について確認を行った。

なお、運営指導に当たっては、各施設での身体拘束適正化及び高齢者虐待防止に対する取組み及び設備運営基準等について重点的に確認を行った。

各施設の改善を要する事項については、1ヵ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。

ウ 居宅サービス事業所・地域密着型事業所

不十分な制度理解や誤解による誤った運営事案があり、運営指導を行った。このほか、人員及び設備運営基準について確認を行った。

各事業所の改善を要する事項については、1ヵ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。

②監査

実施なし。

(7) 令和6年度の主な指摘事項

①介護保険施設（老健・介護医療院）

ア 重要事項説明書について内容の修正が必要な項目があるため、速やかに改正すること。（虐待防止の措置に関する事項を追記する、医師の宿直がない事由を追記する 等）

（「松江市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」第6条第1項 等）

イ 運営規程について内容の修正が必要な項目があるため、速やかに改正すること。（医師の宿直がない事由を追記する 等）

（「松江市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」第29条 等）

ウ 従業者の研修の機会を確保すること。

（「松江市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」第29条第3項）

②老人福祉施設等（特養・養護・軽費・有料・サ高住）

- ア 重要事項説明書について一部内容の修正を要する箇所があるため、速やかに改正すること。（従業者の職種、員数及び業務内容の項目の従業者の員数及び勤務体制（常勤・非常勤の別）を修正・記載する、利用料の誤りを修正する（居室、食費）、虐待防止の措置に関する事項を記載する、第三者評価の実施状況の有無を記載する、サービス一覧の添付資料を添付する、体験入居のサービス提供及び料金を記載する 等）
（「松江市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第6条第1項等）
- イ 運営規程について作成すること、また一部内容の修正を要する箇所があるため速やかに改正すること（入所定員を修正する、虐待防止の措置に関する事項を記載する、利用料を修正する（食費）、その他の費用を記載する（敷金） 等）。
（「松江市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第28条 等）
- ウ 居室にブザー又はこれに代わる設備を設けること。
（「松江市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第5条第1項第1号）
- エ 業務継続計画について従業者に対し周知すること、また研修及び訓練を実施すること。
（「松江市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第29条の2第2項 等）
- オ 事故発生の防止のための委員会を開催すること、また指針を整備すること。
（「松江市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」第33条第1項第3号 等）
- カ 特例入所の手続きを行っていない利用者について特例入所の手続きを行うこと。
（平成26年12月12日付老高発1212第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）
- キ 協力医療機関を定め「協力医療機関に関する届出書」を提出すること。
（「松江市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第33条 等）
- ク 個人情報を利用するための同意を入居者及びその家族から文書で得ること。
（「松江市有料老人ホーム設置運営指導指針」第10項第4号）
- ケ 運営懇談会を設置し出席予定者と調整のうえ開催すること。
（「松江市有料老人ホーム設置運営指導指針」第10項第10号）
- コ 高齢者虐待の防止のための委員会を開催すること。
（「松江市有料老人ホーム設置運営指導指針」第11項第4号）
- サ 身体的拘束等の適正化のための委員会を開催すること。
（「松江市有料老人ホーム設置運営指導指針」第11項第7号）
- シ 体験入居を希望する入居希望者に対して契約締結前に体験入居の機会を図ること。
（「松江市有料老人ホーム設置運営指導指針」第14項第5号）
- ス 経口維持加算に関して経口維持計画を作成すること、また計画の作成が多職種共同して行われたことがわかる記録を残すこと。
（平成12年2月10日厚生省告示第21号）

③居宅サービス事業所・地域密着型事業所

- ア 重要事項説明書について一部内容の修正を要する箇所があるため、速やかに改正すること。（事業の目的・運営の方針を記載する、従業者の職種、員数及び業務内容の項目の従業者の員数及び勤務体制（常勤・非常勤の別）を記載・修正する、営業日・営業時間・サービス提供時間を記載・修正する、その他の費用を記載する（飲料代）、通常の事業実施地域外からの利用の送迎費用及び特別な料金を記載する、通常の事業の実施地域を記載・修正する、ユニット数を修正する、非常災害対策を記載する、事故発生時の連絡先に市及び居宅介護支援事業者へ連絡する旨を記載する、虐待の防止のための措置を記載・修正する、第三者評価の実施状況の有無を記載する、その他留意事項を記載する 等）
（「松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第9条 等）
- イ 運営規程について一部内容の修正を要する箇所があるため、速やかに改正すること。（従業者の職種、員数及び業務内容の項目の従業者の員数を記載・修正する、営業時間を修正する、利用料の利用者負担の説明を修正する、その他の費用を記載する（コーヒー代・お茶代・オムツ代・退居時の荷物

預かり料・飲料代)、通常の事業実施地域外からの利用の送迎費用を記載する、通常の事業の実施地域を修正する、非常災害対策の訓練の回数を修正する、虐待の防止のための措置を記載・修正する等)

(「松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第30条等)

ウ 領収証に個別の費用の額を区分して記載すること、また医療費控除の対象となる額がある場合はその額及び居宅介護事業所名を記載すること。

(介護保険法施行規則第65条、平成12年6月1日付老発第509号厚生省老人保健福祉局長照会)

エ 業務継続計画について研修及び訓練を実施すること。

(「松江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第32条の2第2項準用 等)

オ 身体拘束を実施した場合に必要な事項を記録すること。

(「松江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第117条第6項)

カ 高齢者虐待の防止のための委員会を開催すること、また研修を実施すること。

(「松江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第40条の2第1項準用)

キ 個別計画書に利用者又はその家族からの同意を得ること。

(「松江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第59条の10第2項及び同第3項)

ク 個人情報を利用するための同意を利用者及びその家族から文書で得ること。

(「松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第35条第3項)

ケ 管理者の勤務体制を見直し、管理者の業務のための勤務時間を確保した勤務表を作成すること。

(「松江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第59条の11準用)

コ 訪問介護計画に担当する訪問介護員等の氏名を記載すること。

(平成11年9月17日付老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

サ 職場でのハラスメント防止のための方針の明確化等、必要な措置を講ずること。

(「松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第108条第4項 等)

シ 運営推進会議を設置し出席予定者と調整のうえ開催すること。

(「松江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第59条の17第1項)

ス サービスを提供した際は利用者の心身の状況を記録すること。

(平成11年9月17日付老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

セ 二人の訪問介護員等による介護の加算に関し二人介護が必要な理由を介護計画等に記録すること。

(平成13年厚生省告示第19号及び平成27年厚生労働省告示第94号)

ソ 介護職員処遇改善加算Ⅰに関し算定要件のキャリアパス要件Ⅰを就業規則及び給与規程に明記すること、またキャリアパス要件Ⅲを記載すること。

(平成18年厚生労働省告示第126号)

タ 業務管理体制の届出事項の変更は遅滞なくその旨を届け出ること。

(介護保険法第115条の32第3項)

4. 障害福祉サービス事業者に対する指導及び監査の実施状況

(1) 実施期間

令和6年7月から令和7年3月まで

(2) 指導

①運営指導

区分	所管施設・事業所数	運営指導及び監査	文書指摘施設・事業所数	文書指摘件数
障害福祉サービス事業	244	79	73	344
居宅介護	55	18	15	61
重度訪問介護	42	13	12	47
同行援護	17	6	4	6
行動援護	8	4	4	22
療養介護	2	0	0	0
生活介護	17	7	7	45
短期入所	20	3	3	10
重度障害者等包括支援	0	0	0	0
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練)	2	0	0	0
就労移行支援	4	2	2	4
就労継続支援A型	12	3	3	26
就労継続支援B型	44	16	16	97
就労定着支援	3	1	1	2
自立生活援助	1	1	1	5
共同生活援助	17	5	5	19
障害者支援施設	9	2	2	12
地域相談支援事業	32	10	10	28
地域移行支援	16	5	5	14
地域定着支援	16	5	5	14
計画相談支援事業	24	7	7	30
障害児通所支援事業	68	21	18	114
児童発達支援	12	2	0	0
医療型児童発達支援	0	0	0	0
放課後等デイサービス	50	16	16	107
居宅訪問型児童発達支援	1	0	0	0
保育所等訪問支援	5	3	2	7
障害児相談支援事業	18	6	6	27
障害児入所施設	0	2	0	0
自立支援医療機関	128	50	0	0
合計	523	177	116	555

※指導監査対象施設・事業所数は、令和6年4月1日現在

※上記の表には、その他特に一般指導が必要と認められ実施した指導が含まれている。

※文書指摘件数には業務管理体制一般検査による指摘12件を含む。

②集団指導

市ホームページに資料及び動画を掲載し、受講確認報告を受ける形式で実施した。

(3) 監査

令和6年に随時対応を行った事案は、8案件あり、その内、監査事案は4件あり、令和7年への継続案件は、5件ある。

※令和4年からの放課後等デイサービスの人員基準違反事案については、文書指導を行った。

(4) 指導及び監査の実施体制

健康福祉部障がい者福祉課職員が実施。ただし、虐待通報時の調査は、家庭相談課と合同。

(5) 指導及び監査における留意事項(実施方針)

令和6年度の指導及び監査の実施に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ①障害福祉サービス等の質の確保と向上
- ②自立支援給付及び児童通所給付の適正化
- ③利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

(6) 指導及び監査結果の概要

①運営指導

ア 障害福祉サービス事業

事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかったが、重要事項説明書、個別支援計画の作成の不備や、加算要件を満たしていることを示す根拠資料について、理解不足による誤った運用が見受けられた。なお、指導にあたっては虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取り組みの推進について、重点的に指導を行った。

イ 障害者支援施設

事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかったが、重要事項説明書、運営規程の作成等について、理解不足による誤った運用が見受けられた。なお、指導にあたっては虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取り組みの推進について、重点的に指導を行った。

ウ 地域相談支援事業

事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかった。

エ 計画相談支援事業

事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかった。

オ 障害児通所支援事業

事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかったが、重要事項説明書、個別支援計画の作成等について、理解不足による誤った運用、基本報酬や加算要件を満たしていることを示す根拠資料について、理解不足による誤った運用が見受けられた。なお、指導にあたっては虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取り組みの推進について、重点的に指導を行った。

カ 障害児相談支援事業

事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかった。

② 監査

令和4年度から、放課後等デイサービス事業者において、常勤配置が求められている児童発達支援管理責任者について、常勤での勤務実態が確認できない。また、サービス提供をする上で必要な放課後等デイサービス計画の作成が適正に行われていない疑いがあり、監査を継続していたが、令和6年度に改めて運営状況を確認して、職員の適正な配置については文書指導を行い、計画未作成については、過誤調整を指導した。

(7) 令和6年度の主な指摘事項

①障害福祉サービス事業所

ア 重要事項説明書について、記載すべき内容が不足しているものがある。又、運営規程との整合性がとれていないものがあるため、追記及び整合性をとること。

(「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第10条)

イ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

(「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第36条)

ウ 契約支給量の報告等について、障害福祉サービス利用契約をしたとき、サービス支給量の変更など受給者証の記載事項に変更があった場合には、市町村へ報告をすること。

(「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第11条)

エ 運営規程について、記載すべき内容が不足しているものがあつた。又、従業員の職種・員数や、営業日及び営業時間、事業の実施地域、受領する費用等で、実態と異なっている、既に不要となっている

ものがあるので追記及び実態とあわせること。

オ 「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第32条
勤務表に、常勤・非常勤、管理者との兼務関係を記載するようにしてください。

カ 「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第70条
個別支援計画について、モニタリング結果が相談支援事業者と連携を図れていない事案があったが、相互に交付したり、サービス担当者会や個別支援会議を合同開催又は相互の会議に出席する等により連携強化を図ること。

キ 衛生管理について、感染症対策委員会の検討結果について、従業者に周知する必要があるため、周知したことが分かる記録を残すこと。

ク 「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第35条
身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束適正化委員会の定期開催及びその結果の従業員への周知、身体拘束適正化のための指針の整備、研修の定期的実施を行うこと。

「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第36条の2)

ケ 感染症の予防及びまん延の防止のため、感染対策委員会の開催が定期的（概ね6カ月または3カ月）に行われていない。また、指針の整備や研修及び訓練が適正に実施されていない。

「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第92条

コ 秘密保持等について、他の指定障害福祉サービス事業者と利用者及び家族の個人情報共有のためにあらかじめ文書にて同意を得ることになっているので、同意を得ること。

「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第37条

サ 食事提供加算について、栄養士または管理栄養士による、献立の確認得る体制を整え、食事の接種量を記録に残すようにすること。

(酬告示別表14の7)

シ 欠席時対応加算について、記録が不十分なものがありました。電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続きの利用を促すなどの相談援助を行い、その内容を記録してください。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第二の2(6)⑨)

ス 処遇改善加算について、処遇改善の状況について全ての職員への周知が充分にすること。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第二の2(1)⑳)

②障害者支援施設

ア 重要事項説明書について、記載すべき内容が不足しているものがある。又、運営規程との整合性がとれていないものがあるので、追記及び整合性をとること。

「松江市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第11条

イ 個別支援計画について、見直し期間を過ぎてから同意を得ているものがあったので、期間内に同意を得ること。

「松江市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第53条

③障害児通所支援事業所

ア 重要事項説明書について、記載すべき内容が不足しているものがある。又、運営規程との整合性がとれていないものがあるので、追記及び整合性をとること。

「松江市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第13条

イ 個別支援計画について、原案の内容について意見を求める担当者会を開催した記録を残すこと。

「松江市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第28条

ウ 欠席時対応加算について、家族等に利用者の状況を確認し、引き続きの利用を促すなどの相談援助を行い、相談援助の内容を記載する必要があるが、欠席の理由が具体的に記載されていないものがあるので、記載すること。

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の

制定に伴う実施上の留意事項について」第二の2(1)⑩)

- エ 衛生管理について、感染症対策委員会の検討結果について、従業者に周知する必要がありますので、周知したことが分かるよう記録を残してください。

(「松江市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第42条)

- オ 児童指導員等加配加算について、加配配置職員が基準人員として従事している案件がありました。当該加算を算定する場合は、給付費算定に必要となる従業者の配置に加え、1名以上を常勤専従により配置する配置体制としてください。

(「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第二の2(3)②)

- カ 延長支援加算について、対象児童の個別支援計画に延長支援に係る時間を記載すること。

(「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第二の2(1)⑮)

- キ 個別支援計画に、5領域が位置づけされていませんでした。また、標準的なサービス提供時間を定めていない事案ありましてので、計画に位置付ける必要がある事項は、漏れなく記載すること。

(松江市条例第90号第28条)

④地域相談支援事業所、計画相談支援事業所、障害児相談事業所

- ア 重要事項説明書について、記載すべき内容が不足しているものがある。又、運営規程との整合性がとれていないものがあるので、追記及び整合性をとること。

(「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条)

- イ 掲示について、相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数が掲示すること。

(「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第23条)

- ウ 主任相談支援専門員配置加算、行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算について、体制が整備されている旨を、事業所に掲示するとともに公表すること。

(「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第四の5、第四の13、第四の⑭、第四の15)

⑤自立支援医療機関

指摘事項なし。